平成２７年（フ）第２４７号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1797番地15
債務者　田島美智子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２６１号
埼玉県熊谷市楊井639番地
債務者　水野　友美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４１号
静岡県掛川市大坂1481番地　プラザサモワールⅠ－208号
債務者　藤本　伸男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
静岡県掛川市西大渕5676番地（旧住所愛知県豊田市荒井町鍛治屋畑255番地　レスポワールＦ　202号）
債務者　伊藤　和法
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
香川県観音寺市豊浜町和田浜694番地１
債務者　湯浅　吉光
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３４号
香川県観音寺市柞田町乙164番地10
債務者　大木　和洋
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第９６９号
東京都国立市富士見台１丁目27番地１―23―101
債務者　林　美佐子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０３２０号
東京都中野区弥生町２丁目30―13―301
債務者　神野　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３４１号
東京都千代田区東神田１丁目13―13
債務者　島崎　亜矢
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３７０号
東京都八丈島八丈町三根1748
債務者　服部　克彦
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３７２号
東京都練馬区桜台５丁目36―４―202
債務者　渡邉　弘子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３８６号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―５―203
債務者　吉見　静子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３９１号
東京都大田区田園調布１丁目８―３―303
債務者　田所　誠太
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３９２号
東京都江東区住吉２丁目６―７―３Ｄ
債務者　松川　忠史
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４００号
東京都江戸川区谷河内１丁目４―５―207
債務者　佐藤　　尚
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４０１号
東京都江戸川区谷河内１丁目４―５―207
債務者　佐藤未由子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部